

証券コード 7280

平成 28 年 6 月 8 日

株 主 各 位

群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地

株 式 会 社 ミ ツ バ

代表取締役会長 日 野 昇

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地 1
株式会社ミツバ ミツバビル 7階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

4. 議決権のご行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権をご行使される場合には、次頁の【インターネット等による議決権行使のお手続きについて】をご高覧のうえ、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までにご行使ください。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネット等によって、複数回、または、パソコンと携帯電話等で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎ 開会間際には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

なお、受付開始時刻は午前8時30分を予定しております。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎ 本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mitsuba.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mitsuba.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 【インターネット等による議決権行使のお手続きについて】

インターネット等により議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（アドレス <http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（アドレス <http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| システム等に関するお問い合わせ<br>三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部（ヘルプデスク）<br>電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料） |
|---------------------------------------------------------------------------------------|

#### 機関投資家の皆様へ

◎ 当社株主総会における議決権行使の方法として、㈱ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## (提供書面)

## 事業報告

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融政策の効果等を背景に、企業収益や雇用および所得の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかし、年度後半は、中国景気の減速および新興国経済の減速への警戒感、さらには円高の進行により、景気減速が懸念される状況となりました。

世界経済は、米国と欧州を中心とした先進国の堅調な需要に支えられ、景気回復基調が続きました。一方、新興国経済は成長を続けるインドに対し、中国の経済成長率の低下やブラジルのインフレ率の高止まりが続く等、わが社を取り巻く環境は、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

このような状況のなか、2015年度の国内四輪車販売は4,938千台（前年度比6.8%減）と2年連続での前年割れとなりました。特に2015年4月の軽自動車税増税による軽自動車の販売不振が影響しました。

グローバルに目を向けると、米国は引き続き好調に推移し、暦年で17,470千台（前年比5.7%増）と、これまで過去最高であった2000年の17,410千台を超えました。また、欧州についても消費者心理の回復、低金利、政府の支援策等により、堅調に推移し、暦年で14,202千台（前年比9.2%増）と前年を上回りました。中国は暦年で24,598千台（前年比4.7%増）と伸び率の鈍化傾向は続いているものの、国別の販売台数において7年連続の世界一となりました。

二輪車の国内販売・出荷台数は、利用者の高齢化や若年人口の減少という構造的な要因等により、市場の半数を占める原付一種の需要が低調に推移したことで、全体で365千台（前年度比6.6%減）となりました。一方、グローバルでは新興国を中心に市場拡大が続いています。

このような環境のなか、当社グループの連結売上高は3,332億32百万円（前期比8.9%増）、連結営業利益は228億89百万円（前期比3.6%増）、連結経常利益は為替差損の発生等により196億19百万円（前期比22.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、為替差損に加え、法人税および法人税等調整額の増加により85億18百万円（前期比25.5%減）となりました。

事業の種類別セグメント情報は次のとおりであります。

輸送用機器関連事業は、北米および中国の自動車生産が増加したことにより、

売上高は3,203億34百万円（前期比8.9%増）となりました。収益面では、増収効果と合理化改善効果もあり、営業利益は220億87百万円（前期比4.0%増）となりました。

情報サービス事業は、公共分野や民間分野の受注拡大と収益構造の改善に取り組み、売上高は130億46百万円（前期比14.1%増）、営業利益は6億43百万円（前期比14.8%増）となりました。

その他事業は、売上高23億22百万円（前期比13.5%減）、営業利益は1億44百万円（前期比46.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の量産対応や既存製品の増産対応を中心とした投資を行った結果、189億87百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新規資金調達として50億円の借入を実施し、有利子負債残高は、1,372億85百万円となりました。主な資金使途は新規設備投資資金となります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

### ① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分                  | 第 68 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 69 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 70 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 71 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年 3 月期) |
|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)           | 225,605                | 272,543                | 306,030                | 333,232                             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 6,473                  | 7,028                  | 11,434                 | 8,518                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)       | 144.51                 | 156.99                 | 255.47                 | 190.31                              |
| 総 資 産(百万円)           | 207,534                | 258,186                | 315,910                | 314,859                             |
| 純 資 産(百万円)           | 52,576                 | 68,011                 | 93,456                 | 90,307                              |
| 1株当たり純資産額 (円)        | 989.26                 | 1,265.79               | 1,772.70               | 1,698.32                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

### ② 当社の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分            | 第 68 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 69 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 70 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 71 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年 3 月期) |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 129,307                | 140,946                | 149,058                | 146,902                           |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,552                  | 1,156                  | 5,115                  | 2,563                             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 34.65                  | 25.83                  | 114.30                 | 57.28                             |
| 総 資 産(百万円)     | 159,923                | 183,745                | 213,582                | 212,625                           |
| 純 資 産(百万円)     | 37,428                 | 35,783                 | 42,033                 | 41,914                            |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 835.67                 | 799.44                 | 939.10                 | 936.45                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                            | 資 本 金         | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                         |
|----------------------------------|---------------|----------|-------------------------------------------------|
| ㈱両毛システムズ                         | 1,966百万円      | 51.3%    | 情報処理サービス、システム機器の開発・販売                           |
| ㈱タツミ                             | 715百万円        | 53.1%    | 自動車部品の製造・販売                                     |
| 東日本ダイカスト工業㈱                      | 70百万円         | 100.0%   | アルミダイカスト部品の<br>鋳造、切削加工                          |
| ㈱モミモ                             | 90百万円         | 100.0%   | プラスチック部品・自動車部品の製造                               |
| ㈱東葉電機製作所                         | 70百万円         | 100.0%   | 自動車部品の製造                                        |
| ㈱サンユー                            | 100百万円        | 99.9%    | 自動車部品の製造                                        |
| ㈱大嶋電機製作所                         | 380百万円        | 84.2%    | 自動車部品の製造                                        |
| ㈱落合製作所                           | 12百万円         | 100.0%   | 自動車部品の製造                                        |
| ㈱ミツパロジスティクス                      | 70百万円         | 100.0%   | 運輸・倉庫業                                          |
| ㈱ミツバサンコーワ                        | 300百万円        | 100.0%   | 自動車部品・用品の開発・販売                                  |
| ㈱オフィス・アドバン                       | 50百万円         | 100.0%   | 経理・人事事務受託代行<br>業務、貸金業                           |
| ㈱両毛ビジネスサポート                      | 30百万円         | 100.0%   | IT教育、ヘルプデスク、<br>ビジネスプロセスアウトソーシング                |
| ㈱両毛インターネットデータセンター                | 90百万円         | 100.0%   | インターネットデータ<br>センターサービス、業務<br>代行サービス、インターネットサービス |
| アメリカン・ミツバ・コーポレーション               | 81百万USドル      | 100.0%   | 自動車部品の製造・販売、<br>マーケティング                         |
| コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・プライ | 1,037百万メキシコペソ | 100.0%   | 自動車部品の製造・販売                                     |

| 会 社 名                                 | 資 本 金             | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容              |
|---------------------------------------|-------------------|----------|----------------------|
| ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ                      | 31百万ブラジルリアル       | 100.0%   | 二輪車部品の製造・販売          |
| ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー                     | 1百万ユーロ            | 85.0%    | 二輪車部品の製造・販売          |
| ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー | 8百万ユーロ            | 100.0%   | 自動車部品の製造・販売          |
| ミツバ・マニュファクチュアリング・フランス・エス・エー           | 5百万ユーロ            | 100.0%   | 自動車部品の製造・販売          |
| ミツバ・ヨーロッパ・リミテッド                       | 5百万イギリスポンド        | 100.0%   | マーケティング              |
| ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション                   | 6百万USドル           | 100.0%   | 自動車部品の製造・販売          |
| ミツバ・シカル・インディア・プライベート・リミテッド            | 4,770百万インドルピー     | 99.9%    | 二輪車部品・自動車部品の製造・販売    |
| ミツバ・エムテック・ベトナム・カンパニーリミテッド             | 287,229百万ベトナムドン   | 95.8%    | 二輪車部品・自動車部品の製造・販売    |
| ピーティー・ミツバ・インドネシア                      | 59,144百万インドネシアルピア | 70.0%    | 二輪車部品・自動車部品の製造・販売    |
| ピーティー・ミツバ・オートモーティブ・パーツ・インドネシア         | 10百万USドル          | 67.5%    | 二輪車部品・自動車部品の製造・販売    |
| 広州三葉電機有限公司                            | 265百万人民元          | 66.6%    | 自動車部品の製造・販売          |
| 広州三葉電機（武漢）有限公司                        | 30百万人民元           | 100.0%   | 自動車部品の製造・販売          |
| 三葉電器（大連）有限公司                          | 336百万人民元          | 100.0%   | 自動車部品の製造・販売          |
| 三葉士林電機（武漢）有限公司                        | 53百万人民元           | 55.0%    | 自動車部品の製造・販売          |
| 三葉電機（香港）有限公司                          | 3百万USドル           | 100.0%   | 自動車部品等の輸出入販売、マーケティング |

- (注) 1. 当社の議決権比率には当社の子会社が保有する議決権を含んでおります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
3. 平成27年9月1日付でミツバ・シカル・インディア・リミテッドは、ミツバ・シカル・インディア・プライベート・リミテッドに商号変更いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、緩やかな回復基調にあるものの、資源価格の下落や地政学的リスクの高まりにより、依然として不透明な状況にあります。当社を取り巻く環境は、価格競争の激化や新興国市場の減速等により、厳しい状況が続くものと認識しております。

このような経営環境のなか、当社は「ミツバビジョン2024」という長期ビジョンのもと、付加価値向上と持続可能な利益体質の実現を目指し、多様化するお客様のニーズに応える提案型の営業活動と魅力ある商品の先行開発によりビジネスを拡大いたします。

その実現のために、グローバルの開発体制では、現地最適の商品開発と生産性向上、そして自動車の進化に対応する先行技術開発を強化し、品質保証体制では、商品の不具合発生の未然防止と品質向上に注力してまいります。

また、引き続き拡大が見込まれるメキシコやインド、東南アジアを中心に投資を行い、コスト競争力の強化と安定供給を実現する最適な生産供給体制の構築を行います。

今後とも「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、コーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの事業内容および主要な商品は次のとおりであります。

| 事業内容      | 区分   | 主要な商品                                                                                    |
|-----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送用機器関連事業 | 第一事業 | (視界系)<br>ワイパーシステム、ウインドウォッシャーシステム、ランプ類、ドアミラー                                              |
|           | 第二事業 | (利便快適系)<br>パワーウインドウモーター、パワーシートモーター、サンルーフモーター、パワースライドドアシステム、アクティブフォースペダルアクチュエーター、ホーン、リレー  |
|           | 第三事業 | (エンジン補機・走行制御系)<br>スターターモーター、ファンモーター、電動パワーステアリングモーター、電動オイルポンプ、電動サーボブレーキモーター、電子制御スロットルモーター |
|           | 第四事業 | (二輪・汎用電装)<br>スターターモーター、ACジェネレーター、ACGスターター、フューエルポンプモジュール、ホーン、リレー、ランプ類                     |
|           | 第五事業 | (応用機器)<br>小型電動車両用各種駆動モーター、電動ベッド用リニアアクチュエーター                                              |
| 情報サービス事業  | —    | システムインテグレーションサービス、システム開発、ソフトウェア開発、受託代行業務                                                 |
| その他事業     | —    | 自動車部品・用品の開発・販売、受託代行業業、貸金業                                                                |

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

| 名           | 称 | 所                     | 在 | 地 |
|-------------|---|-----------------------|---|---|
| 本社／研究開発センター |   | 群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地    |   |   |
| 横浜研究開発センター  |   | 神奈川県横浜市戸塚区東俣野町1760番地  |   |   |
| 浜松営業所       |   | 静岡県浜松市中区東伊場二丁目6番7号    |   |   |
| 名古屋営業所      |   | 愛知県名古屋市中区栄二丁目13番1号    |   |   |
| 大阪営業所       |   | 大阪府豊中市蛸池西町二丁目14番地1号   |   |   |
| 赤城工場        |   | 群馬県みどり市大間々町大間々1106番地  |   |   |
| 新里工場        |   | 群馬県桐生市新里町野598番地       |   |   |
| 鬼石工場        |   | 群馬県藤岡市浄法寺1351番地       |   |   |
| 利根工場        |   | 群馬県沼田市白沢町尾合300番地      |   |   |
| 富岡工場        |   | 群馬県富岡市富岡1259番地1       |   |   |
| 福島工場        |   | 福島県田村市船引町北鹿又字沼ノ下100番地 |   |   |
| 新潟工場        |   | 新潟県南魚沼市山崎新田950番地      |   |   |

② 子会社

| 会                   | 社 | 名 | 本                   | 店 | 所 | 在 | 地 |
|---------------------|---|---|---------------------|---|---|---|---|
| (株)両毛システムズ          |   |   | 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地  |   |   |   |   |
| (株)タツミ              |   |   | 栃木県足利市南大町443番地      |   |   |   |   |
| 東日本ダイカスト工業(株)       |   |   | 群馬県高崎市箕郷町生原1914番地2  |   |   |   |   |
| (株)モミモ              |   |   | 群馬県桐生市相生町三丁目136番地1  |   |   |   |   |
| (株)東葉電機製作所          |   |   | 群馬県みどり市東町神戸545番地1   |   |   |   |   |
| (株)サンユー             |   |   | 群馬県桐生市相生町五丁目204番地11 |   |   |   |   |
| (株)大嶋電機製作所          |   |   | 群馬県太田市西新町135番地10    |   |   |   |   |
| (株)落合製作所            |   |   | 群馬県富岡市宇田250番地11     |   |   |   |   |
| (株)ミツバロジスティクス       |   |   | 群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地  |   |   |   |   |
| (株)ミツバサンコーワ         |   |   | 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地  |   |   |   |   |
| (株)オフィス・アドバン        |   |   | 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地  |   |   |   |   |
| (株)両毛ビジネスサポート       |   |   | 群馬県桐生市広沢町一丁目2802番地1 |   |   |   |   |
| (株)両毛インターネットデータセンター |   |   | 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地  |   |   |   |   |

| 会 社 名                                 | 本 店 所 在 地       |
|---------------------------------------|-----------------|
| アメリカン・ミツバ・コーポレーション                    | アメリカ イリノイ州      |
| コルボラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・プイ       | メキシコ スエボレオン州    |
| ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ                      | ブラジル アマゾナス州     |
| ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー                     | イタリア トスカーナ州     |
| ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー | ハンガリー シャルゴタルヤン市 |
| ミツバ・マニユファクチュアリング・フランス・エス・エー           | フランス ヴァンデ県      |
| ミツバ・ヨーロッパ・リミテッド                       | イギリス ウィルトシャー州   |
| ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション                   | フィリピン カビテ州      |
| ミツバ・シカル・インディア・プライベート・リミテッド            | インド タミルナドゥ州     |
| ミツバ・エムテック・ベトナム・カンパニーリミテッド             | ベトナム ドンナイ省      |
| ピーティー・ミツバ・インドネシア                      | インドネシア バンテン州    |
| ピーティー・ミツバ・オートモーティブ・パーツ・インドネシア         | インドネシア 西ジャワ州    |
| 広州三葉電機有限公司                            | 中国 広東省          |
| 広州三葉電機（武漢）有限公司                        | 中国 湖北省          |
| 三葉電器（大連）有限公司                          | 中国 遼寧省          |
| 三葉士林電機（武漢）有限公司                        | 中国 湖北省          |
| 三葉電機（香港）有限公司                          | 中国 香港特別行政区      |

(注) 平成27年9月1日付でミツバ・シカル・インディア・リミテッドは、ミツバ・シカル・インディア・プライベート・リミテッドに商号変更いたしました。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 21,720名 | 879名（増）               |

（注） 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員・パート・契約社員を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 |        | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|--------|-----------|---------|-------------|
| 男 性     | 3,059名 | 18名（減）    | 41.63歳  | 18.04年      |
| 女 性     | 910名   | 5名（増）     | 37.45歳  | 15.64年      |
| 合計または平均 | 3,969名 | 13名（減）    | 40.60歳  | 17.42年      |

（注） 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、準社員・パート・契約社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額     |
|---------------------|-----------|
| ㈱ 横 浜 銀 行           | 45,639百万円 |
| ㈱ み ず ほ 銀 行         | 16,328百万円 |
| ㈱ 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 13,972百万円 |
| ㈱ 三 井 住 友 銀 行       | 11,400百万円 |
| ㈱ 群 馬 銀 行           | 9,946百万円  |
| ㈱ 商 工 組 合 中 央 金 庫   | 9,017百万円  |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 ㈱ | 8,823百万円  |
| ㈱ 足 利 銀 行           | 8,552百万円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の現況（平成28年3月31日現在）

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 150,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 45,581,809株  |
| ③ 株主数      | 5,255名       |
| ④ 大株主      |              |

| 株 主 名                                                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)                                     | 2,629千株 | 5.87%   |
| (株) 横 浜 銀 行                                                 | 2,199千株 | 4.91%   |
| 日産自動車(株)退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行(株)<br>再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株) | 1,742千株 | 3.89%   |
| 本 田 技 研 工 業 (株)                                             | 1,662千株 | 3.71%   |
| ミ ツ バ 取 引 先 企 業 持 株 会                                       | 1,657千株 | 3.70%   |
| (有) サンフィールド・インダストリー                                         | 1,550千株 | 3.46%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)                                   | 1,498千株 | 3.35%   |
| セ コ ム 損 害 保 険 (株)                                           | 1,343千株 | 3.00%   |
| 第 一 生 命 保 険 (株)                                             | 1,296千株 | 2.90%   |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 (株)                                       | 1,038千株 | 2.32%   |

(注) 持株比率は自己株式（823,068株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成28年 3月31日現在）

| 氏 名     | 会社における地位                     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                             |
|---------|------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 日 野 昇   | 代 表 取 締 役 会 長                |                                                       |
| 長 瀬 裕 一 | 代 表 取 締 役 社 長<br>社 長 執 行 役 員 | 経営企画管掌、情報システム管掌、営業管掌                                  |
| 高 橋 良 和 | 代 表 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員     | 事業統括                                                  |
| 三 田 賢 一 | 代 表 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員     | 総務・人事統括、財務統括<br>㈱オフィス・アドバン代表取締役社長<br>㈱ミツバアビリティ代表取締役社長 |
| 阿久戸 庸 夫 | 取 締 役 相 談 役                  |                                                       |
| 高 原 勝 男 | 取 締 役                        |                                                       |
| 工 藤 光 和 | 取 締 役                        | ㈱横浜銀行 執行役員 リスク統括部長                                    |
| 小 林 幸 治 | 常 勤 監 査 役                    |                                                       |
| 三 橋 輝 英 | 常 勤 監 査 役                    |                                                       |
| 塚 越 紀 隆 | 監 査 役                        | 桐生瓦斯㈱代表取締役社長                                          |
| 藤 原 晃   | 監 査 役                        | 弁護士                                                   |

- (注) 1. 取締役工藤光和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役塚越紀隆氏および藤原 晃氏の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三橋輝英氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は監査役藤原 晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役塚越紀隆氏は、平成28年5月6日をもって、逝去により退任いたしました。

## ② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

| 氏 名     | 退 任 日      | 退任事由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|------------|------|--------------------------------------------|
| 阿 部 登   | 平成27年6月19日 | 任期満了 | 取締役                                        |
| 原 光 宏   | 平成27年6月19日 | 任期満了 | 社外取締役<br>㈱横浜銀行 執行役員 営業本部副本部長<br>営業企画部長     |
| 平 井 良 幸 | 平成27年6月19日 | 任期満了 | 常勤監査役                                      |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額             |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(2名)  | 240百万円<br>(4百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(2名)  | 39百万円<br>(8百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 14名<br>(4名) | 279百万円<br>(12百万円) |

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。上記取締役報酬の支給人員と相違しておりますのは、平成27年6月19日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでいるためであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

## ⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役工藤光和氏は㈱横浜銀行の執行役員を兼務しており、同行は当社との間で金銭貸借等の取引関係があります。
- ・ 監査役塚越紀隆氏は㈱桐生瓦斯の代表取締役を兼務しており、同社は当社との間で商品の取引関係があります。

ロ．他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

a 取締役会および監査役会への出席状況

|            | 取締役会（12回開催） |       | 監査役会（10回開催） |      |
|------------|-------------|-------|-------------|------|
|            | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 工藤 光 和 | 10回         | 100%  | 一回          | —%   |
| 監査役 塚越 紀 隆 | 10回         | 83.3% | 9回          | 90%  |
| 監査役 藤 原 晃  | 12回         | 100%  | 10回         | 100% |

（注） 1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2．取締役工藤光和氏については、就任後開催の取締役会10回の出席状況を記載しております。

b 取締役会における発言状況

- ・取締役工藤光和氏は、主に財務の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
- ・監査役塚越紀隆氏は、主にコンプライアンス経営・経営合理化の側面から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
- ・監査役藤原 晃氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

c 監査役会における発言状況

- ・監査役塚越紀隆氏および藤原 晃氏は、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

新宿監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                          | 支 払 額 |
|------------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 42百万円 |
| ②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他<br>財産上の利益の合計額 | 99百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、当社監査役会は、会計監査人の監査方針および監査計画を確認した結果、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等から実効性のある監査が行われると判断でき、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ①当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ経営理念」に基づき行います。
- (2) 当社は、代表取締役が議長を務める「グループ役員会」を設置し、当社企業集団におけるCSR（企業の社会的責任）活動およびリスクマネジメント活動を統括いたします。
- (3) 当社は、「CSRコンプライアンス会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。特に独占禁止法の分野では法令遵守体制を強化するため、「独占禁止法 危機管理・再発防止委員会」を設置し、再発防止に努めます。
- (4) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働くすべての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
- (5) 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
- (6) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「ミツバなんでも相談窓口」を設置いたします。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

### ③当社および子会社の損失の危機に関する規程その他の体制について

- (1) 当社は、リスク管理に係る社内規定を整備し、前述のグループ役員会にて当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取り組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底を図ります。
- (2) 当社は、商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品の品質保証、安定供給および防災の観点からリスクの洗い出し、対策の指示または監査等、必要とされる対応施策を実行するとともに

に、グループとしてのBCP（事業継続計画）および適切な管理体制を整備いたします。

④当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
- (2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」および「常務会」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
- (3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期（３年間）および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
- (4) 当社は、当社「方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理するとともに、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を行います。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 当社は、当社グループ全社を３つのドメインに分類し、前述のグループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けております。
- (2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- (1) 当社は、監査室に当社監査役の職務を補助する従業員を配置いたします。
- (2) 当社監査役の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
- (3) 当社監査役の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

⑦当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、

その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- (1) 当社ならびに子会社の取締役等および従業員は、当社監査役に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査役から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査役に報告を行います。
- (2) 当社監査室および関連部門は、当社監査役に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
- (3) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査役へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備するとともに、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

⑧監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について

- (1) 当社は、当社監査役が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
- (2) 前項に加え、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

⑨その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- (1) 当社監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会、常務会等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。
- (2) 当社監査役は、当社監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪反社会勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ①コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「CSRコンプライアンス会議」および「独占禁止法 危機管理・再発防止委員会」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「ミツバなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

### ②リスクマネジメント体制

当社は、災害リスク対策であるBCP（事業継続計画）活動において、当社「防災管理規定」に事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し、当社グループ内へ展開しております。

また、BCP以外のリスクとしてはカントリーリスク、品質リスク、労務リスクおよび情報漏洩リスク等の経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し、優先順位を決めた上で各部署機能においてリスク低減活動を進めております。

当社グループの「グループ役員会」は、上記も含めた当社グループのCSR活動およびリスクマネジメント活動を統括するとともに、各事業ドメインにおけるCSR活動の計画およびその他の課題への対応を決定しております。

### ③取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

「常務会」「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、これら重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

#### ④内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

#### ⑤グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受ける体制を整えております。

また、四半期に一度開催される「グループ役員会」にて、コーポレートガバナンスコードに対する各子会社の対応状況や各事業ドメインにおけるCSR活動の推進についての報告を受けております。

#### ⑥監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

また、監査役の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に監査役の同意を得て決定しております。当該従業員は、その職務遂行において、当社取締役の指揮命令は受けておりません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様への安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社と当社事業環境を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うよう努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効に活用し、将来の成長へつなげていくことで、株主各位のご支援にお応えしてまいりたい所存です。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案し、平成28年5月11日開催の取締役会にて1株あたり普通配当14円に、創立70周年記念配当4円を加え、合計18円と決議いたしました。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額     | 科 目               | 金 額     |
|-------------|---------|-------------------|---------|
| 資 産 の 部     |         | 負 債 の 部           |         |
| 流 動 資 産     | 192,550 | 流 動 負 債           | 129,493 |
| 現金及び預金      | 68,663  | 支払手形及び買掛金         | 31,728  |
| 受取手形及び売掛金   | 56,164  | 短期借入金             | 55,144  |
| 有価証券        | 200     | リース債務             | 2,025   |
| たな卸資産       | 42,930  | 未払金               | 21,699  |
| 繰延税金資産      | 4,671   | 未払費用              | 2,645   |
| その他         | 20,058  | 未払法人税等            | 1,362   |
| 貸倒引当金       | △137    | 賞与引当金             | 4,498   |
| 固 定 資 産     | 122,308 | 役員賞与引当金           | 55      |
| 有 形 固 定 資 産 | 75,567  | 製品保証引当金           | 2,510   |
| 建物及び構築物     | 19,565  | 損害補償損失等引当金        | 2,145   |
| 機械装置及び運搬具   | 33,842  | その他の他             | 5,677   |
| 工具器具及び備品    | 4,517   | 固 定 負 債           | 95,058  |
| 土地          | 6,468   | 長期借入金             | 82,141  |
| リース資産       | 2,183   | リース債務             | 2,505   |
| 建設仮勘定       | 8,989   | 長期未払金             | 5,785   |
| 無 形 固 定 資 産 | 7,135   | 繰延税金負債            | 3,075   |
| ソフトウェア      | 3,335   | 退職給付に係る負債         | 1,419   |
| ソフトウェア仮勘定   | 1,923   | その他の他             | 130     |
| その他         | 1,877   | 負 債 合 計           | 224,551 |
| 投資その他の資産    | 39,605  | 純 資 産 の 部         |         |
| 投資有価証券      | 25,088  | 株 主 資 本           | 72,618  |
| 長期貸付金       | 2,578   | 資 本 金             | 9,885   |
| 繰延税金資産      | 1,044   | 資 本 剰 余 金         | 15,598  |
| 長期前払費用      | 426     | 利 益 剰 余 金         | 47,735  |
| 退職給付に係る資産   | 8,204   | 自 己 株 式           | △600    |
| その他         | 2,422   | その他の包括利益累計額       | 3,395   |
| 貸倒引当金       | △159    | その他有価証券評価差額金      | 2,350   |
| 資 産 合 計     | 314,859 | 為 替 換 算 調 整 勘 定   | 1,785   |
|             |         | 退職給付に係る調整累計額      | △740    |
|             |         | 非 支 配 株 主 持 分     | 14,293  |
|             |         | 純 資 産 合 計         | 90,307  |
|             |         | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 314,859 |

# 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 333,232 |
| 売上原価            |       | 279,743 |
| 売上総利益           |       | 53,488  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 30,598  |
| 営業利益            |       | 22,889  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 518   |         |
| 受取配当金           | 432   |         |
| 貸付料             | 69    |         |
| 持分法による投資利益      | 780   |         |
| その他             | 873   | 2,674   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 1,320 |         |
| 為替差損            | 3,735 |         |
| 賃貸料             | 284   |         |
| その他             | 604   | 5,945   |
| 経常利益            |       | 19,619  |
| 特別利益            |       |         |
| 固定資産売却益         | 56    |         |
| 投資有価証券売却益       | 28    |         |
| その他             | 41    | 125     |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産売却損         | 24    |         |
| 固定資産除却損         | 772   |         |
| 減損              | 20    |         |
| 取引調査関連損失        | 752   |         |
| 損害補償損失等引当金繰入額   | 196   |         |
| その他             | 249   | 2,015   |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 17,729  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 6,519 |         |
| 法人税等調整額         | 481   | 7,001   |
| 当期純利益           |       | 10,728  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 2,210   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 8,518   |

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|---------------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                                 | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                       | 9,885   | 15,719 | 39,843 | △599    | 64,849 |
| 当 期 変 動 額                       |         |        |        |         |        |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動            | —       | △121   | —      | —       | △121   |
| 剰 余 金 の 配 当                     | —       | —      | △626   | —       | △626   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                 | —       | —      | 8,518  | —       | 8,518  |
| 自 己 株 式 の 取 得                   | —       | —      | —      | △1      | △1     |
| 自 己 株 式 の 処 分                   | —       | 0      | —      | 0       | 0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | —       | —      | —      | —       | —      |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | —       | △120   | 7,891  | △1      | 7,769  |
| 当 期 末 残 高                       | 9,885   | 15,598 | 47,735 | △600    | 72,618 |

|                                 | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高                       | 4,449            | 6,990        | 3,054            | 14,495            | 14,112  | 93,456    |
| 当 期 変 動 額                       |                  |              |                  |                   |         |           |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動            | —                | —            | —                | —                 | —       | △121      |
| 剰 余 金 の 配 当                     | —                | —            | —                | —                 | —       | △626      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                 | —                | —            | —                | —                 | —       | 8,518     |
| 自 己 株 式 の 取 得                   | —                | —            | —                | —                 | —       | △1        |
| 自 己 株 式 の 処 分                   | —                | —            | —                | —                 | —       | 0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △2,098           | △5,205       | △3,794           | △11,099           | 181     | △10,918   |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | △2,098           | △5,205       | △3,794           | △11,099           | 181     | △3,149    |
| 当 期 末 残 高                       | 2,350            | 1,785        | △740             | 3,395             | 14,293  | 90,307    |

# 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|-------------------|---------|-------------------------|---------|
| 資 産 の 部           |         | 負 債 の 部                 |         |
| 流 動 資 産           | 103,465 | 流 動 負 債                 | 87,449  |
| 現 金 及 び 預 金       | 36,225  | 支 払 手 形                 | 660     |
| 受 取 手 形           | 1,524   | 買 掛 金                   | 15,357  |
| 売 掛 金             | 42,800  | 短 期 借 入 金               | 27,700  |
| 有 価 証 券           | 100     | 一年以内返済予定長期借入金           | 13,080  |
| 商 品 及 び 製 品       | 2,300   | リ ー ス 債 務               | 1,088   |
| 仕 掛 品             | 868     | 未 払 金                   | 20,946  |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 3,467   | 未 払 費 用                 | 537     |
| 前 払 費 用           | 238     | 未 払 法 人 税 等             | 91      |
| 未 収 入 金           | 7,604   | 前 受 金                   | 13      |
| 立 替 金             | 792     | 預 り 金                   | 147     |
| 貸 付 金             | 4,671   | 賞 与 引 当 金               | 3,008   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 2,861   | 役 員 賞 与 引 当 金           | 36      |
| そ の 他             | 16      | 製 品 保 証 引 当 金           | 2,208   |
| 貸 倒 引 当 金         | △8      | 損 害 補 償 損 失 等 引 当 金     | 2,145   |
| 固 定 資 産           | 109,159 | そ の 他                   | 426     |
| 有 形 固 定 資 産       | 20,792  | 固 定 負 債                 | 83,262  |
| 建 物               | 3,763   | 長 期 借 入 金               | 74,083  |
| 構 築 物             | 158     | リ ー ス 債 務               | 349     |
| 機 械 及 び 装 置       | 7,788   | 長 期 未 払 金               | 5,677   |
| 車 両 及 び 運 搬 具     | 51      | 繰 延 税 金 負 債             | 3,116   |
| 工 具 器 具 及 び 備 品   | 702     | そ の 他                   | 35      |
| 土 地               | 2,465   | 負 債 合 計                 | 170,711 |
| リ ー ス 資 産         | 1,332   | 純 資 産 の 部               |         |
| 建 設 仮 勘 定         | 4,528   | 株 主 資 本                 | 39,762  |
| 無 形 固 定 資 産       | 4,841   | 資 本 金                   | 9,885   |
| 借 地 権             | 63      | 資 本 剰 余 金               | 16,598  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 2,975   | 資 本 準 備 金               | 16,597  |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 1,755   | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 1       |
| そ の 他             | 47      | 利 益 剰 余 金               | 13,879  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 83,526  | 利 益 準 備 金               | 1,235   |
| 投 資 有 価 証 券       | 14,166  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 12,644  |
| 関 係 会 社 株 式       | 58,109  | 償 却 資 産 圧 縮 積 立 金       | 21      |
| 出 資 金             | 1       | 特 別 償 却 準 備 金           | 3       |
| 長 期 貸 付 金         | 2,551   | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金       | 6       |
| 長 期 未 収 入 金       | 529     | 別 途 積 立 金               | 13,980  |
| 長 期 前 払 費 用       | 34      | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △1,367  |
| 前 払 年 金 費 用       | 7,657   | 自 己 株 式                 | △600    |
| そ の 他             | 618     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 2,151   |
| 貸 倒 引 当 金         | △141    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,151   |
| 資 産 合 計           | 212,625 | 純 資 産 合 計               | 41,914  |
|                   |         | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 212,625 |

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)  
(至 平成28年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| 科 目                       |       | 金 額 |         |
|---------------------------|-------|-----|---------|
| 売 上 高                     |       |     | 146,902 |
| 売 上 原 価                   |       |     | 132,496 |
| 売 上 総 利 益                 |       |     | 14,405  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |       |     | 11,502  |
| 営 業 利 益                   |       |     | 2,902   |
| 営 業 外 収 益                 |       |     |         |
| 受 取 利 息                   | 123   |     |         |
| 受 取 配 当 金                 | 5,201 |     |         |
| 賃 貸 料                     | 273   |     |         |
| そ の 他                     | 767   |     | 6,367   |
| 営 業 外 費 用                 |       |     |         |
| 支 払 利 息                   | 1,025 |     |         |
| 為 替 損 差                   | 1,533 |     |         |
| 賃 貸 料 原 価                 | 205   |     |         |
| そ の 他                     | 185   |     | 2,950   |
| 経 常 利 益                   |       |     | 6,319   |
| 特 別 利 益                   |       |     |         |
| 固 定 資 産 売 却 益             | 5     |     |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益         | 28    |     |         |
| 国 庫 補 助 金                 | 15    |     |         |
| そ の 他                     | 11    |     | 60      |
| 特 別 損 失                   |       |     |         |
| 固 定 資 産 売 却 損             | 4     |     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 695   |     |         |
| 減 損 損 失                   | 9     |     |         |
| 取 引 調 査 関 連 損 失           | 752   |     |         |
| 損 害 補 償 損 失 等 引 当 金 繰 入 額 | 196   |     |         |
| そ の 他                     | 224   |     | 1,882   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           |       |     | 4,497   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税     | 1,394 |     |         |
| 法 人 税 等 調 整 額             | 539   |     | 1,934   |
| 当 期 純 利 益                 |       |     | 2,563   |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |            |     |                 |               |                 |                   |               |                   |
|-------------------------|---------|------------|-----|-----------------|---------------|-----------------|-------------------|---------------|-------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金  |     |                 | 利 益 剰 余 金     |                 |                   |               |                   |
|                         |         | 資 準<br>備 金 | 本 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金   |               |                   |
|                         |         |            |     |                 |               |                 | 償 却 資 産 圧 縮 積 立 金 | 特 別 償 却 準 備 金 | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 |
| 当 期 首 残 高               | 9,885   | 16,597     | 0   | 16,598          | 1,235         | 22              | 13                | 6             |                   |
| 当 期 変 動 額               |         |            |     |                 |               |                 |                   |               |                   |
| 償却資産圧縮積立金の取崩            | —       | —          | —   | —               | —             | △0              | —                 | —             |                   |
| 特別償却準備金の取崩              | —       | —          | —   | —               | —             | —               | △10               | —             |                   |
| 買換資産圧縮積立金の積立            | —       | —          | —   | —               | —             | —               | —                 | 0             |                   |
| 剰 余 金 の 配 当             | —       | —          | —   | —               | —             | —               | —                 | —             |                   |
| 当 期 純 利 益               | —       | —          | —   | —               | —             | —               | —                 | —             |                   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —       | —          | —   | —               | —             | —               | —                 | —             |                   |
| 自 己 株 式 の 処 分           | —       | —          | 0   | 0               | —             | —               | —                 | —             |                   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —          | —   | —               | —             | —               | —                 | —             |                   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —          | 0   | 0               | —             | △0              | △10               | 0             |                   |
| 当 期 末 残 高               | 9,885   | 16,597     | 1   | 16,598          | 1,235         | 21              | 3                 | 6             |                   |

|                         | 株 主 資 本         |               |               |         |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 純 合 資 産 計 |
|-------------------------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|-----------------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金       |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |                 |           |
|                         | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |                 |           |
|                         | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |             |                 |           |
| 当 期 首 残 高               | 13,980          | △3,315        | 11,942        | △599    | 37,826      | 4,206           | 42,033    |
| 当 期 変 動 額               |                 |               |               |         |             |                 |           |
| 償却資産圧縮積立金の取崩            | —               | 0             | —             | —       | —           | —               | —         |
| 特別償却準備金の取崩              | —               | 10            | —             | —       | —           | —               | —         |
| 買換資産圧縮積立金の積立            | —               | △0            | —             | —       | —           | —               | —         |
| 剰 余 金 の 配 当             | —               | △626          | △626          | —       | △626        | —               | △626      |
| 当 期 純 利 益               | —               | 2,563         | 2,563         | —       | 2,563       | —               | 2,563     |
| 自 己 株 式 の 取 得           | —               | —             | —             | △1      | △1          | —               | △1        |
| 自 己 株 式 の 処 分           | —               | —             | —             | 0       | 0           | —               | 0         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —               | —             | —             | —       | —           | △2,055          | △2,055    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —               | 1,948         | 1,937         | △1      | 1,936       | △2,055          | △118      |
| 当 期 末 残 高               | 13,980          | △1,367        | 13,879        | △600    | 39,762      | 2,151           | 41,914    |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ミツバ  
取締役会 御中

#### 新 宿 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 末 益 弘 幸 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社ミツバ  
取締役会 御中

#### 新 宿 監 査 法 人

指 定 社 員    公認会計士 末 益 弘 幸 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員    公認会計士 田 中 信 行 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新宿監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 ミツバ 監査役会  
監査役(常勤) 小林 幸治 ㊞  
監査役(常勤) 三橋 輝英 ㊞  
監査役 藤原 晃 ㊞  
監査役 星野 陽司 ㊞

- (注) 1. 監査役藤原晃及び監査役星野陽司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 社外監査役星野陽司は、平成28年5月6日社外監査役塚越紀隆氏の逝去に伴い、補欠監査役より監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧する等の方法により監査いたしました。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。

(3) その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (単元未満株式の売渡請求)<br>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。                                                        | (単元未満株式の売渡請求)<br>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。                                                        |
| (略)                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                  |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(招集者及び議長)<br/>第14条 (条文省略)</p> <p>(員 数)<br/>第18条 当会社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任)<br/>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(招集権者及び議長)<br/>第14条 (現行どおり)</p> <p>(略)</p> <p>(員 数)<br/>第18条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10名以内とする。</u><br/>2. 当会社の監査等委員である取締役 (<u>以下、「監査等委員」という。</u>) は<u>8名以内とする。</u></p> <p>(選 任)<br/>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議において選任する。</u><br/>2. <u>法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者 (以下、「補欠者」という。) を選任することが出来る。</u><br/>3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。<br/>4. <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u><br/>5. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)<br/>第20条 取締役 (<u>監査等委員を除く。</u>) の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役、役付取締役、相談役及び顧問)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役中から会長、社長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。</p> <p>但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。</p> <p>2. 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることが出来る者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>但し、<u>監査役が異議を述べた場合</u>についてはこの限りではない。</p> | <p>(代表取締役、役付取締役、相談役及び顧問)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役<u>（監査等委員を除く。）</u>の中から会長、社長及び副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことが出来る。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前二項にかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することが出来る。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に<br/>対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。</p> <p>但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。</p> <p>2. 取締役会は、取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることが出来る者に限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 当社は、会社法第362条第4項第1号及び第2号に掲げる事項の取締役会の決議については、あらかじめ選定した取締役のうち、議決に加わることが出来る者の過半数が出席し、その過半数をもって行うことが出来る。</p> | <p>(削 除)</p>                                                                                         |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                  | <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p>                                                                          |
| <p>第25条 (条文省略)</p>                                                                                            | <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することが出来る。</p> |
| <p>(報酬等)</p>                                                                                                  | <p>第26条 (現行どおり)</p>                                                                                  |
| <p>第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議でこれを定める。</p>                                   | <p>(報酬等)</p>                                                                                         |
| <p>第27条 (条文省略)</p>                                                                                            | <p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p>    |
| <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                            | <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                  |
| <p>第29条 (条文省略)</p>                                                                                            | <p>第29条 (現行どおり)</p>                                                                                  |
| <p>第6章 監査役及び監査役会<br/>(監査役及び監査役会の設置)</p>                                                                       | <p>(削 除)</p>                                                                                         |
| <p>第29条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>                                                                                  |                                                                                                      |
| <p>(員 数)</p>                                                                                                  | <p>(削 除)</p>                                                                                         |
| <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>                                                                                  |                                                                                                      |
| <p>(選 任)</p>                                                                                                  | <p>(削 除)</p>                                                                                         |
| <p>第31条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p>                                                                              |                                                                                                      |
| <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>                                  | <p>(削 除)</p>                                                                                         |
| <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>                         | <p>(削 除)</p>                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                    | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。                                                    | (削 除) |
| (任 期)                                                                                                                      | (削 除) |
| 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。                                                                  |       |
| 2. 補欠として選任された監査役及び前条第3項により選任された補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                                                            | (削 除) |
| (常勤監査役)                                                                                                                    | (削 除) |
| 第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。                                                                                             |       |
| (監査役会の招集)                                                                                                                  | (削 除) |
| 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発するものとする。                                                                              |       |
| 但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。                                                                                                 |       |
| 2. 監査役会は、監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開催することが出来る。                                                                             | (削 除) |
| (監査役会の決議の方法)                                                                                                               | (削 除) |
| 第35条 監査役会の決議の方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。                                                                         |       |
| (監査役会規程)                                                                                                                   | (削 除) |
| 第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。                                                                 |       |
| (報酬等)                                                                                                                      | (削 除) |
| 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議でこれを定める。                                                                                              |       |
| (責任免除)                                                                                                                     | (削 除) |
| 第38条 当会社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することが出来る。 |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。</p> <p>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第39条～第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第6章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが出来る。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。</p> <p>但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することが出来る。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することが出来る。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることが出来る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規定)</p> <p>第34条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p data-bbox="555 160 600 185"><u>附則</u></p> <p data-bbox="568 185 930 211"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="650 211 1005 371">1. 当会社は、第71回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することが出来る。</p> <p data-bbox="650 371 1005 565">2. 第71回定時株主総会前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条2項の定めるところによる。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

また、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | ひ の のぼる<br>日 野 昇<br>(昭和12年11月27日生)                                                                                      | 昭和37年4月 日立工機㈱入社<br>昭和41年6月 当社入社<br>昭和51年2月 当社取締役に就任<br>昭和54年6月 当社常務取締役に就任<br>昭和56年6月 当社専務取締役に就任<br>昭和60年6月 当社代表取締役副社長に就任<br>昭和63年6月 当社代表取締役社長に就任<br>平成19年6月 当社代表取締役会長に就任<br>現在に至る | 279,429株          |
|            | <b>【選任理由】</b><br>豊富な経営経験を有し、会長として経営の効率性と公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めており、引き続き当社グループの経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。 |                                                                                                                                                                                   |                   |
| 2          | なが せ ゆう いち<br>長 瀬 裕 一<br>(昭和29年1月6日生)                                                                                   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成17年4月 当社執行役員に就任<br>平成24年4月 当社常務執行役員に就任<br>平成25年4月 当社社長執行役員に就任<br>現在に至る<br>平成25年6月 当社代表取締役社長に就任<br>現在に至る<br>平成26年4月 当社経営企画管掌、情報システム管掌、営業管掌<br>現在に至る              | 19,300株           |
|            | <b>【選任理由】</b><br>豊富な経営経験を有し、社長としてリーダーシップを発揮しており、引き続き当社グループの経営への貢献を期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。                         |                                                                                                                                                                                   |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | たか はし よし かず<br>高 橋 良 和<br>(昭和26年10月22日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成16年1月 当社執行役員に就任<br>平成20年6月 当社取締役執行役員に就任<br>平成23年4月 当社取締役常務執行役員に就任<br>平成24年4月 当社取締役専務執行役員に就任<br>平成27年4月 当社事業統括<br>現在に至る<br>平成27年6月 当社代表取締役専務執行役員に就任<br>現在に至る                                                                | 19,900株           |
|            |                                          | 【選任理由】<br>当社グループにおいて主に事業・開発・購買に精通し、将来の商品開発の推進に不可欠な能力を有していることから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。                                                                                                                                  |                   |
| 4          | み た けん いち<br>三 田 賢 一<br>(昭和24年3月31日生)    | 昭和47年3月 当社入社<br>平成16年1月 当社執行役員に就任<br>平成20年6月 当社取締役執行役員に就任<br>平成23年4月 当社取締役常務執行役員に就任<br>平成23年4月 当社総務・人事統括、財務統括<br>現在に至る<br>平成25年4月 当社取締役専務執行役員に就任<br>平成27年6月 当社代表取締役専務執行役員に就任<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱オフィス・アドバン代表取締役社長<br>㈱ミツバアビリティ代表取締役社長 | 20,210株           |
|            |                                          | 【選任理由】<br>当社グループにおいて主に経理および人事分野に精通し、財務および人事施策の推進に不可欠な能力を有していることから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。                                                                                                                               |                   |
| 5          | あく と つね お<br>阿久戸 庸 夫<br>(昭和19年9月13日生)    | 昭和46年8月 当社入社<br>平成6年6月 当社取締役に就任<br>平成9年6月 当社常務取締役に就任<br>平成14年6月 当社専務取締役に就任<br>平成15年6月 当社代表取締役専務に就任<br>平成18年6月 当社代表取締役専務執行役員に就任<br>平成19年6月 当社代表取締役社長に就任<br>平成25年6月 当社取締役相談役に就任<br>現在に至る                                                       | 32,010株           |
|            |                                          | 【選任理由】<br>豊富な経営経験を有し、当社グループにおいて主に研究開発・品質分野に精通し、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。                                                                                                                                                  |                   |

- (注) 1. 候補者三田賢一氏は、㈱オフィス・アドバンの代表取締役であり、同社は当社との間で業務委託および資金の貸付の取引関係があります。
2. 候補者三田賢一氏は、㈱ミツバアビリティの代表取締役であり、同社は当社との間で業務委託および労働者派遣および不動産賃貸借の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

#### 監査等委員である取締役候補者

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | こ ばやし こう じ<br>小 林 幸 治<br>(昭和28年2月26日生)<br>※                                                                                                                                                                                                     | 昭和51年4月 当社入社<br>平成18年4月 当社執行役員に就任<br>平成26年6月 当社監査役に就任<br>現在に至る | 13,700株           |
|            | 【選任理由】<br>当社事業全体における豊富な経験があり、当社の取締役（監査等委員）としてふさわしい経験と能力を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。                                                                                                                                  |                                                                |                   |
| 2          | みづ はし てる ひで<br>三 橋 輝 英<br>(昭和38年10月13日生)<br>※                                                                                                                                                                                                   | 昭和61年4月 ㈱横浜銀行入行<br>平成27年6月 当社入社<br>平成27年6月 当社監査役に就任<br>現在に至る   | 400株              |
|            | 【選任理由】<br>金融機関の業務を通じた豊富な経験・実績・見識と、企業会計に関する豊富な知識を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。                                                                                                                                          |                                                                |                   |
| 3          | ふじ わら あきら<br>藤 原 晃<br>(昭和22年3月22日生)<br>※                                                                                                                                                                                                        | 昭和47年4月 弁護士登録<br>平成20年6月 当社監査役に就任<br>現在に至る                     | 4,700株            |
|            | 【選任理由】<br>業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、長年の弁護士として培われてきた法律知識を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。<br>また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を有されていることから、監査等委員である取締役（社外取締役）としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 |                                                                |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | は や ま たかし<br>葉 山 孝<br>(昭和22年11月12日生)<br>※                                                                                      | 昭和45年3月 日本生命保険相互会社入社<br>平成14年4月 あずさ監査法人入社<br>平成17年3月 公認会計士葉山孝事務所 代表<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士葉山孝事務所 代表 | 0株                |
|            | 【選任理由】<br>業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、公認会計士として企業会計および経営に関する豊富な経験と知識を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。 |                                                                                                              |                   |
| 5          | まえ はら かず ひろ<br>前 原 和 弘<br>(昭和39年9月28日生)<br>※                                                                                   | 昭和63年4月 ㈱横浜銀行入行<br>平成24年11月 同行蒲田支店長<br>平成27年4月 同行ブロック支援部営業本部事務局<br>長<br>平成28年4月 同行執行役員リスク統括部長<br>現在に至る       | 0株                |
|            | 【選任理由】<br>業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、金融機関の業務を通じた豊富な経験と知識を有し、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。           |                                                                                                              |                   |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 藤原 晃氏、葉山 孝氏、前原和弘氏の3氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
- ①社外取締役候補者とした理由につきましては、上記の「選任理由」に記載のとおりであります。
- ②藤原 晃氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
- ③当社は、藤原 晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認可決された場合には、同氏に加え、葉山 孝氏を含めた両氏を独立役員として届出する予定であります。
- ④いずれの候補者も、過去5年間に当社または当社の特定関連事業者の業務執行者となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ⑤いずれの候補者も、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ⑥いずれの候補者も、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑦現在、当社と藤原 晃氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の選任が承認可決された場合、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- また、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、葉山 孝氏、前原和弘氏の両氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

##### 補欠の監査等委員である取締役候補者

| 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                       | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|
| まつ ねだ みき<br>松 枝 幹<br>(昭和29年2月2日生) | 平成20年11月 太陽印刷工業㈱代表取締役役に就任<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>太陽印刷工業㈱代表取締役社長 | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 松枝 幹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 候補者松枝 幹氏は、企業経営の豊富な経験や幅広い知識と見識を活かして、当社の経営全般を監視する役割を担っていただきたく、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。  
4. 候補者松枝 幹氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月21日開催の第68回定時株主総会において、年額420百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額600百万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。

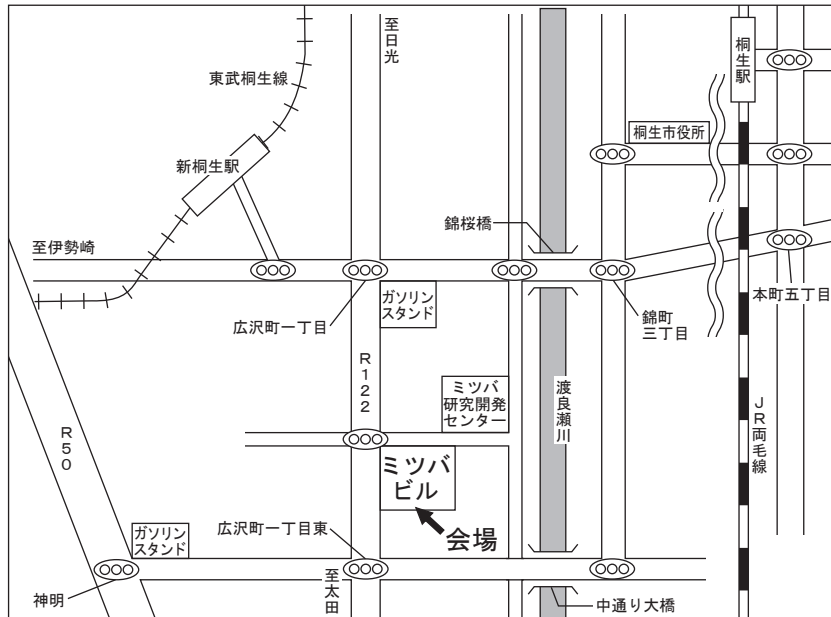
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として生じるものであります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地 1  
株式会社ミツバ ミツバビル 7 階ホール  
電話 0277-52-0111 (代表)



最寄り駅 東武桐生線 新桐生駅より 徒歩10分  
JR両毛線 桐生駅より タクシーにて6分

最寄IC 北関東自動車道 太田桐生ICより 15分  
北関東自動車道 太田藪塚ICより 20分